

清代咸豐以前の滇黔辺岸における 川塩の運銷制度について

謝 祺

はじめに

食塩専売制度は重要な財政収入の手段として、清朝に重視されていた。地方政府も塩の販売計画を完遂する義務を中央政府に要求された。塩の生産地である四川省は、四川だけではなく、雲南（滇）・貴州（黔）・湖広（楚）などの地域にも塩を販売した。そのため、四川塩政の影響は四川を超え、これらの銷岸（販売地）まで及んだ。従って、本稿では滇黔辺岸（雲南と貴州の四川塩販売地）における川塩の運銷制度（運輸と販売制度）を検討するが、それを通じて行政区を超える塩販売区の塩政の実態、各地方政府の財政関係を説明することは清代地方財政の研究において重大な意味があると考

えられる。具体的に言うと、滇黔辺岸の塩政における事例から、行政区を超える財政は各行政区の官僚の行政権力にどのよう制限されたのか、国によって定められた財政制度ほどの程度、官僚に守られていたのか、地方官僚の財政改革は中央政府の正式な財政制度との間にどれほど関係をもっていたのか、一方の中央政府は地方財政のやり取りをどれぐらい把握していたのか、などの問題を検討する。それによって近代以前清朝の財政システムを垣間見ることができらるだろう。

四川の滇黔塩政についての主な先行研究として山本進氏の論文がある。氏は清代末期の四川総督丁宝楨による塩政改革を論述し、その改革における滇黔辺岸の復興の重要性を提示した。四川は「川塩濟楚」の廃止とともに湖広販売区を両淮に返還せざるを得ず、滇黔辺岸の復興を実現してこそ、四川

塩政の損失を補償できた。丁宝楨の塩政再建はある意味では滇黔辺岸の復興から展開されたものである。丁宝楨の塩政改革以前における滇黔辺岸の廃棄の原因について、山本進氏は咸豊年間の雲貴における反乱の勃発と、一連の反乱平定後、反乱の影響で滇黔辺岸における大資本を持った商人たちが資本を失ってしまった、塩の運銷を再び行うことが出来なくなつたためとする。従つて、滇黔辺岸の復興の手段は官運で、即ち、四川政府が四川塩産地から貴州省内部の販売地まで運輸することになった。四川省の官運によつて、川塩に対しての塩厘を課する権限を奪われることから、貴州省はこの改革案に反対した。その結果、毎年四川省が貴州省政府に五・六万両の白銀を送ることで、貴州の財政損失を補うこととなり、それによつて四川省の官運は実現したのである。

山本氏によれば、貴州省は四川の塩を輸入したが、塩の生産地の塩政当局である四川省は本省以外の販売地の運銷を管理できず、販売地の政府の協力を得て初めて、運輸・販売を順調に実現できた。産地の省と販売地の省との関係が食塩販売に大きな影響を与えたと考えられる。

山本進氏の論文からは、咸豊・同治年間の雲南・貴州の反乱以前の滇黔銷岸において商運が行われていたことが分かる

が、具体的な運銷制度については、論述されていない。例えば、厘金は太平天国の乱が勃発して以降次第に成立した財政制度だが、清末の貴州と四川の間に塩厘の利益紛争によつて反乱以前にもこのような税金の利益紛争があつたかどうか、運銷制度の地域関係との関連があつたかどうか、などの問題には触れられていない。

中国の研究者も滇黔辺岸における川塩の運銷制度について、若干言及している。冉光榮氏と張学君氏は清代滇黔地方の人口増加が川塩の市場需要を増加させ、四川塩業の発展を促進したが、清代通じての滇黔地方における食塩の需給関係については供給が必要に追いつかなかつたとし、また運輸方法について、滇黔辺岸の四川商人が直接に貴州まで運輸せず、省の辺境で貴州商人に塩を転売することがあつたと述べた。⁽⁸⁾

馬琦氏は川塩の貴州市場独占は漸進的な過程であり、また貴州省が川塩に税金を課することがあつたことなどの史実を論述した。⁽⁹⁾ 裴恒涛氏は貴州における川塩の運輸については各塩場（生産場）の塩は各自の相対的な固定の運輸ルート・販売地域があることに言及した。⁽¹⁰⁾ 張洪林氏は四川省が内地における積欠（売れずに積み残された）塩引を滇黔辺岸で販売させたことについて言及した。⁽¹¹⁾

先行研究を通覧すれば、滇黔辺岸は四川塩政にとって重要な一部であり、長期にわたって貴州の市場が川塩の運銷に大きな影響を与えたこと、咸豊三年以降、貴州・雲南における反乱の勃発を境に川塩の滇黔辺岸は廃止され、四川財政に大きな打撃を与えたことについてはたびたび言及されているものの、咸豊以前の滇黔辺岸における運銷制度について、具体的に如何なる方法で運銷を行ったのか、論じられていない。

中国の先行研究では主に貴州社会経済の発展と四川塩業発展との関係という視点から、滇黔辺岸における川塩の運輸・販売は貴州の経済発展と人口増加とともに発展してきたものであり、その発展が四川の塩業生産と貴州社会の商業・産業の発展を促進したことを明らかにしている。その中でも、四川・貴州の地方政府もこれらの発展によって税収増加を実現したことに言及していたが、川塩の運銷制度を巡る地方官僚の利益紛争と中央の対応などの問題については論述していなかった。

筆者は滇黔辺岸運銷制度について、地方官僚の視点から、四つの具体的な問題があると考えている。第一は清朝の財政制度及び中央政府は地方財政を司る官僚に対してどんな責任・要求を与え、どのように地方の財政を把握したか。第二

は各地方官僚はどのように制度を実行・改革し、課された責任を果たしたのか。第三は各地方政府間の関係。第四は専売制度である運銷制度が持つ商業的性格及び需給関係のような市場的な要因の制度や官僚の利益に対しての影響。

これらの問題について、本論文では『四川塩法誌』¹²と『清塩法誌』¹³に残る官僚の議論を通じて、時代順で滇黔辺岸運銷制度の実態とその成因の解明を試みる。具体的には、第一章では川塩の貴州における販売区の画定の過程を述べ、各省官僚の塩政に関する規札・奏銷・考成などの利益を説明する。第二章では四川官僚が自身にとっての利益から運銷制度を改造する一方、貴州省の側は四川省の制度改革を利用して、塩政収入を得たことを説明する。第三章では雲南省東北部の塩不足を解消するため、需給関係の変化や四川・雲南両省の塩政の影響で一連の運銷制度改革を行った過程を検討する。第四章では官僚の利益と需給関係の影響で食塩運銷の専銷専岸制度が解体されていった過程を検討する。最後に、運銷制度と実際に運用されていた運銷方法との関係、運銷制度の成因をまとめる。

第一章 康熙年間の貴州における食塩販売 区をめぐる川滇両省の争論

第一節 食塩販売の基本制度「引法」

清朝が四川全体における安定的統治を実現したのは順治十六年（1659年）のことであったが、順治八年からすでに塩政の管理を開始していた。『清塩法誌』に「順治八年、四川塩票の四千九百四十張を許可した」とあり、また「康熙六年から二十一年まで、塩票二千二百八十有八の増加を許可した」とある。¹⁶⁾

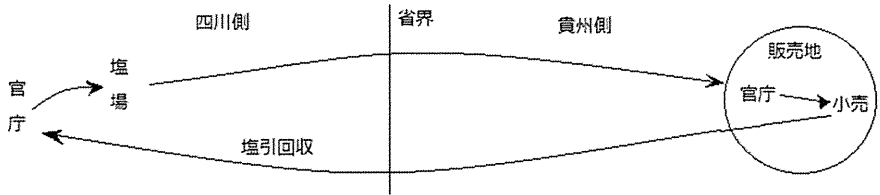
これから見ると、順治八年から康熙前期まで四川における運銷証は「塩票」であり、宋代以降の通常の「塩引」ではなかった。「塩票」は税金を一回納付した上で、ある範囲の中で小売ができる運銷証であり、「塩引」の運銷方法「引法」のように運輸ルート・販売地などが厳重に管理される運銷証ではない。¹⁷⁾ 順治から康熙前期までは西南地方で南明や呉三桂軍と戦っていた「大乱」及びその直後の時期なので、清朝はまだ明朝本来の「引法」のように運輸ルート・販売地まで具

体的に運銷を管理することが出来なかった。

『清塩法誌』によれば、皇帝が康熙二十五年に貴陽、平越、都勻、思南、石阡、大定、威寧、安順などの府州で四川塩を販売させ、普安でだけ雲南塩を販売させることを決めた。¹⁸⁾ これにより中央政府が改めて地方財政を整理し、初めて貴州の大部分を川塩の販売区、西南部の普安地区を滇塩の販売区と定めた。また同年、「引法」の実施を開始した。²⁰⁾

「引法」は塩引という運銷証に基づいた運銷方法である。具体的に言うと、政府が塩場・商人の姓名・運輸ルート・販売地・運輸の塩の重量などを塩引に載せ、商人は税金を納付した後、塩引を官庁から受け取り、指定された塩場で塩を支給してもらい、運輸の過程で沿道の関と販売地官庁において塩引と塩の審査を受ける。重量・運輸ルートなど全て塩引と合致する場合には通関でき、その際に審査済の証拠として截角（塩引の一角を切る）をする。四回の截角を経て、ようやく販売できるのである。

截角法は明清時代の塩・茶の専売制度における販売証の改札制度である。清代塩法では、一枚の塩引には四つの角がある。商人が官庁で税金を納付し、塩引をもらう際、納税済の証明として、官僚によって一角目を切ってもらい、次に塩廠



で塩をもらった際に、二角目を切ってもらい、続いて塩廠に出る際、運輸の重量の審査を受ける。バスした場合には三角目を切ってもらい、定められた運輸ルートに沿って、定められた販売地の官庁での最終の審査を受ける。バスした場合に四角目を切ってもらおう。それによって、ようやく販売出来ることになる。²¹⁾

上述の諸規定に違反する商人に対する刑罰は厳しかった。例えば『大清律例通考』に、塩商は塩を運銷するには必ず塩引を持つこととされ、塩と塩引と切り離すことは禁止された。²²⁾ 塩引に定められた販売地以外での販売は禁止され、違反すれば政府に処罰されることになる。²³⁾ これより「引法」では商人の運銷に対する制限が非常に厳しいことが分かる。

第二節 販売区をめぐる川滇黔三省の官僚の争論

川滇の塩の販売区が確定されてから、川滇黔三省の官僚たちによる普安地区の販売についての争論が始まった。康熙二十六年、貴州巡撫慕天顔が滇塩の定価について「百斤ごとの定価は四両六錢」と上奏した。これに対し、戸部は価額が高すぎると考え、貴州巡撫に四川巡撫と相談して滇塩の定価

を川塩の定価と比較せよと命じた。⁽²¹⁾ 戸部は高価な滇塩から川塩に切り替えようと考えたのである。

これに対し、雲南巡撫王繼文は滇塩が高価な理由について次のように弁解する。

「滇省の黒塩井は、塩課が重く、井において塩は既に毎斤一分六厘の課銀を上納した。煎熬と運輸の工本（生産コスト）・脚費（運輸コスト）を加え、これ以前の毎百斤四兩六錢の定価は妥当なものだったが、今は戸部の指示に従ってさらに銀三錢を下げ、四兩三錢を定価としたのである。」⁽²²⁾

王繼文は雲南の塩課の負担が重く生産と運輸のコストも高いことから、わざと高値で売るつもりがあったわけではないと言いつつ、更に戸部の要望に応じ、三錢を下げたということである。これから見ると、戸部からの圧力を受けてもコストが高かったため、滇塩の減価の余地は少なかったようである。

雲南側の報告に対し、四川巡撫姚締虞は川塩もある程度のコストがかかり、決して低くないことを強調したが、⁽²³⁾ 一方で、貴州布政使柯鼎は現地調査を通じ、川塩が滇塩より安いため、貴州民衆は安い塩を捨てる⁽²⁴⁾ ことが出来ず、もしも滇塩の価格を強引に下げると、滇塩販売の商人が損することにな

るため、川塩に切り替えるほうが良いと提案した。また

「前例を調べると、普安等の場所は本来川塩を食用しており、その滇塩に替えたのは滇商の要請に応じたためである。雲南塩課の徴収に便利があるが、将来の四川塩課に損失が出たら、この利益で公家の損を補うことは出来ず、むしろ以前の制度に従ってまた川塩を食用させるほうが良い。」⁽²⁵⁾

と指摘していた。柯鼎の報告によれば、川塩はコストを加えても、なお滇塩より安いことが分かる。更に康熙二十五年以前の普安は川塩の販売地域であり、滇塩に替えたのは政府が滇商の要求に応じ、雲南の塩課収入にも有利だと判断したためである。つまりそれは滇商と雲南塩政の立場から定めた政策である。柯鼎は「将来の四川塩課に損失が出たら、この利益で公家の損を補うことは出来ない」とし、雲南省が普安における販売によって得た利潤は実に少なく、国全体の財政から考えるならば、四川塩政を安定させることのほうがより重要とする。またもし将来の四川塩政において何らかの赤字が出る場合、雲南省の普安から得た僅かな利益では四川の塩政の赤字を埋められない。雲南の財政収入を少し犠牲にしても、四川塩政の収入を増加させ、更に民衆が高価な塩を購買

する困難を解決すべきだと、雲南側の販売区維持の要望に反対する。しかし、朝廷は即座に判断を下さなかった。

康熙二十九年、戸部は普安地方を川塩の販売地に替えると雲南の塩課収入が減少するので、滇塩の普安における販売を維持するよう命じた。⁽²⁸⁾

康熙三十二年、雲貴総督范承勛は、雲南の塩課負担が重く、康熙二十六年から二十九年までに一万九千余両白銀の赤字が出たと上奏した。⁽²⁹⁾これから見ると、貴州普安の利潤を更に失った場合、雲南塩政の赤字の問題は更に深刻化するため、貴州の販売区を四川に譲る提案に反対したのは当然と考えられる。

戸部は三省に互いに「賠補」、即ち各省の黒字で別の省の赤字を補わせようとしたが、果たして各省は互いに譲らず、争論が続いた。⁽³⁰⁾その中で范承勛は雲南省の塩政赤字を補償する義務を免除するよう戸部に提案したが、許可されなかった。⁽³¹⁾そのまま滇塩の普安における販売も維持された。

康熙三十三年、雲貴総督になった王継文の上奏には、

「貴州は川塩に替えることを定論としたら……貴州の提案に従うことを要請する。ただし、滇省徴収定額の課銀

五千七百六十両、税銀二百二十五両は、前任督臣范承勛

が減免を要請した。旨に従って普安ではどの塩を販売するのかについて、四川・雲南・貴州会議が行った。雲南商人張貴等は天下の税にこれ以上重いものは無く……銀四両三銭で売ると、既に足りなくなっており、更に黔税銀三銭を加えたら、もう雲南には出られないと言っている」⁽³²⁾

とある。これから見ると、雲貴総督はようやく貴州省側の提案に妥協しようとするが、再び雲南塩課の赤字を補償する義務を免除するように要求した。塩課の負担が重すぎ、商人の運銷のコストが高くなったので、運銷の積極性も低下していた。結果、売れない官塩の積み残しが増えていた。この義務の免除は雲南側が妥協する前提だと考えられる。また、王継文は貴州省が入境する滇塩に税金を課した結果、滇塩の価格が上昇した事実を指摘している。

康熙三十四年、数年の争論を経て、朝廷は普安地区を川塩販売区とし、滇塩の貴州市場からの撤退を決定した。⁽³³⁾同時に雲南官僚の塩課赤字を補償する義務も免除された。⁽³⁴⁾

第三節 塩政制度における官僚の利益

三省の官僚たちが食塩販売区に拘る理由は民衆の需要にもあったが、主には各省の財政収入と官僚の個人的利益に関わると考えられる。

清朝は前代の王朝と同じく、塩課・塩税などの収入額を官僚の考成（業績審査）の指標と規定していた。例えば『大清会典則例』によれば、塩課の徴収任務を達成出来ない官僚は転任・昇進を中止させ、最悪の場合には左遷・革職され、更に徴収を催促し、徴収出来なかつた額を必ず補う義務がある。⁽³⁵⁾

『清実録』の中に塩政についての考成で不正を摘発された雲南官僚の例がある。

「選補河南陳州府知府劉標は本来の降調回復の者である。この前の降調の事情を聞いた。奏報によると彼は雲南順寧府任内において、煎塩勦の遅れを調査するように委任されたが、報告には不実があり、更に事情を誤魔化しているように見えたので、軍機大臣に訊問させたところ、ようやく井員に薪本・塩課を賠償させ、補煎足額を捏造していたことなどの事情を自白した。」⁽³⁶⁾

これは塩課の徴収不足となったため、知府が塩井の担当官

僚（井員）と共謀して数字を捏造し、軍機大臣に摘発された例である。結果、事件に関わつた知府は左遷された。

食塩の運銷における「引法」は運銷方法であり、奏銷の方法でもある。奏銷とは官庁が一年間の収入・支出の決算を報告することである。⁽³⁷⁾ 販売が済むと、商人は定められた期限のうちに塩引を官庁に返す義務がある。それは合法の官塩商人が塩引を私塩商人に貸すことによつて、私塩を官塩に偽装して販売させることを防ぐためである。官庁は回収した塩引を証拠として奏銷を行い、考成を受ける。これがいわゆる「塩引が無ければ考成を監督できない」とされるものである。⁽³⁸⁾

『大清会典則例』には官僚は販売完了の塩引（銷引）を規則通りに戸部に送る義務があり、報告を遅延する、或いは報告の内容自体に問題がある場合は処罰されることになる。⁽³⁹⁾

雲南省の塩政には赤字があり、赤字を埋める任務の免除は滇塩の貴州市場からの撤退の前提となつてゐることから、考成の塩課赤字を補う義務こそが滇塩の貴州市場の確保に雲南省官僚が拘る一番の要因であることが分かる。

一方、塩課・税など正式な財政収入以外に「塩規」即ち塩政の規礼（陋規とも呼ばれる）が存在した。塩規は規礼の一種として塩政官庁が様々な名目を立てて塩生産業者・塩商に

課した正式な税金以外の料金徴収である。徴収した後、塩規は礼金の形で塩政官僚（例えば塩法道）に贈られ、更に一部の規礼が上官の巡撫・総督に贈られる。受け取った官僚は塩規を利用し、公の財政の不足部分に充てるか、或いは実質的な個人の収入とす。塩規の性格は曖昧であるが、総括的に言えば塩規は官僚が自由支配できる資金となった。

正式な税金ではないが、官僚のこういった収入は皇帝に認められている。例えば、康熙六十一年、雲貴總督高其倬は皇帝に対して次のように上奏している。

「雲南布政司地丁等の項目で平規三千餘兩を徴収した。塩政は巡撫衙門の専管であるが、毎年私に規礼一萬三千兩、また秤頭銀四千兩を贈ってきた。私は自身の衙門を調べ、現在一年あたり往藏官員兵丁の奨励金、及びあらゆる捐幫軍需等の項目について九千兩以上を、自ら勝手に備蓄し、それによって私は公の備蓄として塩規を保ちました。もし使い残しがあつたら、ご聖恩で、私及び布政司の平規・塩道秤頭の七千兩を標兵及び家族の生活費として贈るために備蓄させていただけるようお願い申し上げます⁴⁰」。この要求は皇帝に許可された。

高其倬の報告から見ると、正項財政である地丁銀に付加し

た平規という規礼の金額は三千兩、塩規は秤頭銀⁴¹も含むと一万七千兩である。塩規は雲貴總督が受けた規礼の大部分を占めていたことが分かる。高其倬は塩規を公の場で支出したが、その一部である九千兩については、雲南省のチベット派遣軍の軍費補助として「私自賞給」、即ち報告せずに支給したのである。支給後に、ようやく皇帝に報告したが、高氏は規礼を公の備蓄として、これからも自身の手によって、公の場で引き続き支給しようと考えており、皇帝もそれを許可した。こういった官僚が自由に使用できる資金は重要な財政収入の一つであり、官僚の重要な権益であつたと考えられる。

高其倬の場合は規礼を公の場でほとんど費やしたが、規礼を保留していた官僚も数多く、例えば、雍正元年雲南駐塩道李衛の上奏に

「毎年……堤塘雜費は四百兩だけ用いて、残りの一千六百兩は臣衙門（駐塩道）の陋規となつた。」⁴²とある。これから見ると、駐塩道の経費は費やされた部分は少なく、残りの大部分は駐塩道の規礼になった。一部の官僚が受けた規礼は非常に多く、例えば李衛の報告には

「原任（雲南）提臣張文煥は、在任一年半近くの間に、塩規約三萬（兩）を得ており、更に必ず双份の節礼を受

け取っていた。」⁽⁴¹⁾

とある。塩政は地方財政にとつては極めて重要であり、官僚の巨大な利益でもある。三省の官僚たちが食塩販売区の範囲について、争論を繰り返す原因の一つは考成の圧力であり、もう一つの原因は利益のためであった。

塩政の利益があつたため、康熙年間の産量の増加とともに、貴州における川塩販売の塩引定額は益々拡大していた。『清塩法誌』に「康熙四十九年、辺引八百の増加を許可する」⁽⁴²⁾とある。

貴州における川塩販売は四川塩政に巨大な利益を与えたが、それに伴う貴州における川塩の塩引定額の増加は新たな問題や利益紛争を次第に生み出していくこととなった。

第二章 雍正年間における川黔官僚間の塩政をめぐる争論と塩埠制度の実質

第一節 官僚の考成と截角の地点の変更

塩販売の塩引定額の増加とともに官僚の考成に対応する圧

力も増した。雍正七年（1729年）二月、雍正帝は上諭の中で、塩生産州県の官僚だけでなく、非生産州県の官僚も食塩販売に関する業績の考成を受ける義務があると命じた。雍正帝はこれまでの塩政は生産管理ばかり重視していて私塩の取締に力を入れておらず、そのため、辺鄙などころの市場が私塩に占領されてしまったことを非難し、四川省官僚たちに対して運銷の催促と、各州県の戸籍数に基づく食塩販売目標を確定し、その販売目標を考成の項目に加えるよう要求した。具体的な管理方法の作成については地方の総督・巡撫に討論させた。⁽⁴³⁾

これに対し、川陝総督黃廷桂・四川巡撫憲徳は次のように述べている。

「僻遠地方の官引不行の州県に対し、……該地方官に戸口若干を調査させ、販売する塩引の定額を確定して、引目を地方官に与え、何とか販売を促進させている。」⁽⁴⁴⁾

これから見ると、川陝の長官たちは各州県の戸籍数に基づく食塩販売目標を確定するなど皇帝の指示を重複した以外、如何なる辺鄙のところの販売を促進するか、特に方策を持っていないようである。

そこで、戸部は黃廷桂・憲徳に対し、次の点について質問

した。

「地方官は如何なる方法で販売を行うのか、居民は如何なる税金を納付するのか」⁽⁴⁸⁾

それに対し、四川巡撫憲徳は四川辺鄙の地方と滇黔銷岸における実際の引法は既に变革された引法だと上奏した。具体的に

「塩引はいずれも沿辺の州県で審査を受け、截角され、その後はあちら側の商人に運輸させ、前程の審査に対応できる証明書として、この地方の截角を行う州県は仮に照票を与えている。」⁽⁴⁹⁾

と上奏文中に述べる塩引の改札方法である。そもそも滇黔銷岸の塩引は販売地の滇黔官僚によりチェックされ、パスすれば截角をするはずであった。実際には四川辺境において四川官僚による截角を行い、既に滇黔省内の販売地まで到着した塩引に準じるものとして塩引を官庁に返還させ、それとは別に「照票」という仮証明書を商人に発行し販売地までの途中審査の官塩証明書として用いさせ、塩を引き続き運輸させている。

辺境における審査と「照票」交付の過程における官僚の不正防止のために、憲徳は塩引を「引根」と「引紙」に分ける

ことを戸部に提案した。具体的には、「引紙」の内容は「引根」と同じであるが、商人は「引紙」を官庁に返還する必要がなく、辺境で四川官僚が塩引を截角した後、「引根」は回収し、「引紙」は仮塩引として商人に使用させるというものである。⁽⁵⁰⁾ この提案は戸部に許可された。⁽⁵¹⁾ これで、「照票」は「引紙」に変化し、戸部に報告されなかった塩法は戸部に正式に定められた。

こうして四川の引法は塩引の截角を四川辺境で四川官僚が行うが、それは既に滇黔省内の販売地まで到着した塩引に準じるものとなるように変化した。その理由は黄廷桂が

「これ以前の滇黔に行く引目については官引を持って行くことによって、奏銷に支障をきたすのではないかと恐れた。」⁽⁵²⁾

と言うように、四川官僚が奏銷の期限に間に合わせ、自身の考成を問題なくパスさせる為に、できるだけ川商の運輸時間を短くし、川商が塩引を持ったまま、長期間にわたって貴州省内で運輸する状況を避けたいという利己的な心理である。

その後、川塩産量の増加とともに、清朝はさらに四川省の滇黔辺引定額の増加を許可した。『清塩法誌』に

〔雍正〕九年に（四川）巡撫憲徳は計口分引行塩を奏定

し、毎年水引一千零十有九の増加を要請し、沿辺の州県各土司及び滇黔辺水引一百二十、陸引二万七千三百六十三、沿辺の州県各土司及び滇黔辺引一千一百五十六を増加させた。」⁽⁵⁵⁾

とある。黄廷桂、憲德など川陝官僚による貴州の人口に基づいて川塩販売塩引定額を定める政策に対して、大学士鄂爾泰は、貴州までの運輸コストが内地より高い上、貴州の民は貧しく、人口により川塩販売の塩引の定額を定めてしまうと定額が必ず消費力を超え、「積欠」の塩引を生み出すことになるという理由によって反対した。これは確かに合理的な見解と考えられる。そもそもこの政策を作った理由について、黄廷桂は次のように言う。

「行黔引目は奏銷のたびに壅滞が多くあり、兩年以来、積滞となった水引は一千余張もあつた。川省州県に代銷をさせたが、川省州県は黔引の代銷ができる上、額以外にもさらに増加を要請してよいと考える。」⁽⁵⁶⁾

これから見ると、川塩の貴州販売の塩引の一部は「積滞」、即ち売れ残った状態になっており、四川省はこの部分を密かに四川内部で販売していた。即ち貴州で販売する代わりに四川内部で売れ残った官塩を購買させたのである。黄廷桂は売

れないままの黔引があると知ったものの、自身の考成への影響を恐れて、積引の存在についての報告を避けたと考えられる。積引を四川内部で販売したことによって、黄廷桂などの官僚の奏銷・考成は問題が無くなった一方で、四川内部に塩引定額以上の消費能力があることを発見させることとなり、更に販売を拡大し塩政の収入を増加させようという考えを四川官僚に抱かせた。

第二節 官立塩阜制度の成立

貴州における川塩販売を促進する為、黄廷桂は官立塩阜の設立を提案した。具体的には、四川省が公項（経費）で官塩を辺境の官立塩埠まで運輸し、それと同時に四川塩商も官立塩埠まで運輸する官塩も同じく接収する。即ち、四川政府も商人も同じく官立塩埠まで運輸する。その後、貴州商人によってこの塩埠から塩を購買し、引き続き貴州省内まで運輸・販売し、官僚が塩埠で黔商（貴州商人）に転売する際の価格を抑え、と同時に私塩を取締ることもできるようにするという提案である。⁽⁵⁷⁾ この方法は四川省が一部の四川省内の運輸コストの一部を負担した。

更に、官立塩埠を設置した後に、塩引と引紙の審査について、黄廷桂は官運にせよ、商運にせよ、塩埠に売却し、塩埠による黔商に対して、塩を分けて小売りで転売した上で、黔商が購買する塩は官塩のみなので、引紙を廃止しても良いと提案した。⁽³⁸⁾

戸部は「塩埠」の構想に賛成したが、黄廷桂の引紙廃止の提案に懸念を抱いた。その理由は引紙を廃止すると、貴州省内における販売証明の審査と私塩取締りが困難になるからである。⁽³⁹⁾そのため、戸部は貴州省に省内における従来の川塩の取り扱い方を質問した。

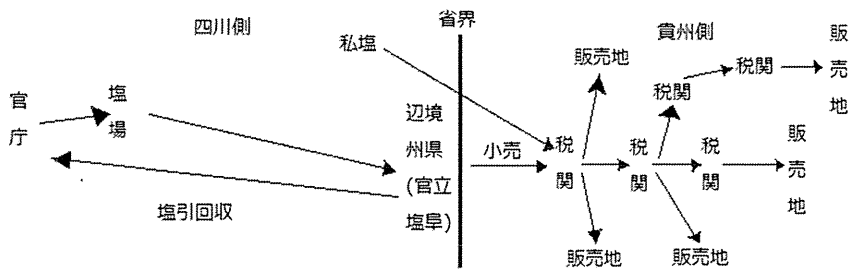
これに対し、貴州巡撫元展成は貴州各知府の報告書を提示した。その中では、貴陽府知府は川塩は産地から辺境の四川省綦江県或いは貴州省仁懷県の猿猴⁽⁴⁰⁾まで運輸され、そこで四川商人によって貴州商人に転売するのであり、転売の過程において

「従来引が無く、すべて黔地の小民が向こう側で零星接買、全里程を分け、馬や人力によって少しずつ運輸・販売していた。猿猴から省（貴陽）までの路程は計一十八の站があり、土城⁽⁴¹⁾と青坑⁽⁴²⁾で各一回税を上納し、烏江渡⁽⁴³⁾で票を与えられ、省までまた税金を上納し、票を与えら

れ、販売を許され、いつでも販売できる。……綦江から省までの路程は計二十余站があり、麻柳灣と遵義府で各一回税を上納し、茶山渡で票を与えられ、省までまた税金を上納し、販売を許される」⁽⁴⁴⁾

と報告している。これから見ると、貴州省は入境の川塩に税金を課し収入を得ているが、引紙があるかどうかを問わない。実質的には私塩であつても税金を払いさえすれば貴州省が発行する「票」という納税済の証明を商人に与え、運輸を許可している。「零星接買」というのは小売なので、本来の塩法における塩引と一致する塩重量・販売地などの規定を守らず、貴州省内における商人（川商或いは黔商）の自由販売を許可するのである。従つて、本来の塩引であろうと、改革した後の引紙であろうと、一枚だけの販売証を分けて各小売商人に与えることも、各小売商人が運輸する塩の重量を塩引・引紙と一致させること、そのいずれも出来なくなる。貴州省によるこのような取り扱い方によって引紙は販売証明としての機能を実質的に失った。これによって、黄廷桂の引紙廃止の合理性が貴州側によって証明されたのである。元展成はまた平越府、鎮遠府、大定府、南籠府など他の知府の報告も提示したが、各府の取り扱い方は貴陽府と大体一致する。⁽⁴⁵⁾

川黔辺岸の変化した引法のモデル図…



こうして、貴州では税金を払えば自由に運銷ができるようになり私塩は容認されることになる。貴州官僚もこれに対する批判に配慮して、次のように述べた。

「引税はそもそも本商によって上納されるので、所有の官引は川省の奏銷の支障にならないようにということ
で、移譲してくれないのである。」⁽⁶⁶⁾

即ち、四川官僚が自分の奏銷の便宜で本商（塩引を購買した四川商人）に塩引を四川辺境で返還させたと強調した。結果として、長距離販売の塩引を実際には短距離販売に用い、転売した塩は小売で、確定数が無いため、例え弊端（私塩混入）があっても貴州側は審査できないという。⁽⁶⁷⁾『大清律例通考』によると、途中で塩を転売するのは明らかな違法行為である。⁽⁶⁸⁾しかし、これまでこのような転売は四川辺境では四川官僚に許されることが分かる。貴州官僚が言うには

「川塩は引があり、黔民が購買するのは既に銷引をされた物だから、食用した塩は決して無引の塩ではない。」⁽⁶⁹⁾

ということである。即ち四川官塩の塩引は四川官僚に審査、截角され、回収されたので、貴州に入れた塩は官塩しかなく、私塩はないと強調するのである。貴州官僚の主張から、辺境で塩引を回収する四川官僚の行動が、貴州官僚の私

塩を實質的に容認する取り扱ひ方の理由になつてゐることが分かる。この理由に基づいて、貴州省側は課税の為に私塩を實際に容認する責任を四川省に転嫁したのである。かなり後の乾隆五十六年に、四川総督保寧は貴州塩政について、「黔省は従来緝私をしたことがない」と批判した。

従つて、貴州における引法は貴州省の取り扱ひによつて無効化され、貴州省は独自の塩政収入制度を立てたのである。

乾隆二年四月、雲南巡撫張允隨は過度だと考えられる税金、いわゆる冗税を免除しようとしたが、その際について『清高宗実録』に当時の雲南省は川塩販売区の昭通・鎮雄地方に塩税を課したことがあり、このような課税は張允隨も乾隆帝も不合理と考え、廃止したという記載がある。ここに不合理というのは、そもそも塩税は本省生産の塩に対して塩引を発売する時に塩商から徴収する税金であつて、外省から輸入の税金を課された塩に対して再度課税をすることは理不尽ということである。しかし貴州省では徴収が続いた。

雍正年間の川黔官僚の争論中、貴州省は本省の小売商人の生計を保つという理由で、黄廷桂の従来の運銷方法を実質的に維持する塩埠設立に賛成した。これは、貴州省が貴州省内の小売を支持することで、官塩・私塩を問わずに課税する利

益を保ちたかつた証拠と言える。

四川省は辺境での截角を通じて、塩引回収の効率を上げ、奏銷・考成の利益を保つた。多くの川商も辺境で黔商に塩を転売することで、貴州内部までの全行程の運輸コストを減らし、早めに利益を獲得した。川商が辺境或いは貴州省内の任意の地点で転売することにより、小売の黔商と私塩商は貴州省内での運銷の権限を得た。貴州省は小売を許すことを通じ、引法規定にある販売地・重量・運輸ルート・商人などの制限を破り、四川省発行の仮塩引としての引紙を無効化し、官塩・私塩を問わずに課税を実現した。川黔官僚は實際は共同して引法を改革しており、お互いに責任を転嫁してゐたが、雍正年間までの運銷方法を通じて商人を含む全ての関係者が各自の利益を得ていた。黄廷桂の塩埠設立案は従来からの運銷方法を正式に定着させ、官立塩埠で転売の価格を抑える機能を追加しただけである。結果、雍正十二年、塩埠設立案は許可され、全ての関係者の既得利益は保たれた。これまでも戸部が把握しなかつた貴州省の塩税徴収も乾隆六年出版の『貴州通志』の中に正式な税収として記載された。

しかし、川黔官僚たちが各自の利益を保つために作ったこの食塩運銷制度は雲南にも影響を与えることとなり、塩埠制

度が正式に成立した後、新たな問題と争論を生み出したのである。

第三章 川塩の雲南における販売区とその運銷制度の変容

第一節 塩不足と雲南における川塩の運銷制度変革

乾隆三年、朝廷は次のように

「雲南東川府の銅場が盛んであり、宣威州は改土帰流を行つたので、犍為・富順塩を以て昭通・鎮雄にあてた例のように、附近の南寧県・沾益州平彝県も含めて、食用の塩を川塩に替えよ。」⁷⁶⁾

と命じ、雲南東北部のほぼ全体を川塩販売区と定めた。その理由は雲南総督張允随は、東川府は四川省宣威に属した時代には川塩を利用したが、近年雲南省に転属し、東川は転属⁷⁷⁾とともに滇塩の販売区に一旦替わつたが、雲南ではこの頃の銅鉞開発・改土帰流の実施とともに銅鉞関係者の人口が増え、土司政権に支配された地域の運輸ルートが開放されて商

人・商業物流も増え、その為に食塩の需給が急増し、滇塩だけでは塩が十分に供給出来なくなっていると上奏した。⁷⁸⁾雲南総督張允随は当時ちょうど四川犍為で新たな塩井が開発され産量が増加したので、四川省に塩の提供を要求し、宣威・東川及び付近の南寧県・平彝県を川塩販売区に移し、一方で本来これらの地域で販売していた滇塩を雲南の他の塩不足の地域へ販売させた。⁷⁹⁾

康熙後期から雍正年間にかけて、改土帰流・鉞産開発・攤丁入亩などの政策を背景として、中国西南部の人口は急増した。乾隆六年、雲南総督はまた「既に粵塩と川省引塩を購買したが、また不足⁸⁰⁾」と上奏した。ここから雲南は全体的に塩不足に陥っており、外省から塩を輸入することに積極的であることが分かる。

塩不足の中で、乾隆六年、雲南省は官僚を四川の塩場に派遣し、塩の購買から雲南への運輸・販売までの全ての運銷過程を一手に引き受けたいと要求したが、四川巡撫碩色は

「もし滇省の提案に従い、派遣してくれた官僚に運銷を委ね、その奏銷考核についてはそのまま四川に担当させたいならば、四川には不便である。全て滇省に委ねると、章程を混乱させ、さらには現在犍商は世業を奪われるこ

とを恐れており、将来に必ず紛争が起ころるので……誠にいたしかねることである。」⁽⁸⁴⁾

と述べ、断固反対した。当時、雲南東北部で販売される川塩の産地は富順塩場と犍為塩場であり、運銷方法は犍為塩商（犍商）も富順塩商（富商）も塩を川滇辺境の宜賓県・筠連県・高県・長寧県まで運輸し、そこで四川官僚に塩引を截角され、かわりに仮塩引の引紙を与えられた。そして犍商は塩を雲南商人に転売できるようにするが、富商は引紙を持って引き続き雲南東川府まで運銷をしなければならなかった。⁽⁸⁵⁾結果、碩色は「犍商はすべて販売をしおえたが、直運の富商はまだ遅延を免れていない」と言っている。

即ち富商の直運は遅れがあり、市場の需要に間に合わなかった。この点から見ると、直運よりも貴州銷岸と同じく犍商の中途転売のほうが効率的であったと考えられる。

両省の要望を調整し、朝廷は以下の運輸制度を確定した。犍商は雲南最辺境の鎮雄・昭通まで運輸し、富商は四川辺境の永寧まで運輸し、雲南省政府が雇った馬帮（馬の運輸隊）により、永寧から東川まで運輸し、さらに東川から鎮雄まで運輸する。⁽⁸⁶⁾即ち、四川省内の運輸は完全に四川塩商による行われ、雲南省内では鎮雄・昭通の一部の塩については犍商

による商運を行うが、商運以外の部分と東川の全ての塩は雲南省の官運である。この制度は富商の雲南省内の運輸コストを免除し、犍商の利益も守った。

乾隆九年、雲南総督が再び川塩の輸入量の増加を朝廷に要求し、許可された。『清塩法誌』によると運銷制度にまた変動があった。朝廷は四川省に塩の提供の増加を命じたが、犍商の雲南省内運輸の義務は免除し、犍商は辺境で雲南商人に塩を転売し、雲南商人が省内の運銷を行うよう決定した。⁽⁸⁵⁾こうして、雲南省内の運輸は官運以外に本省商人の運銷が加わり、犍商による商運は停止された。この運銷制度は貴州の運銷制度とかなり相似している。つまり、一つの省の商人に全行程の運輸コストを負担させることを避け、途中で塩引を截角・回収し、運輸と奏銷の効率を上げたことである。運銷制度は乾隆十六年の頃、また変化があった。朝廷は

「昭通、東川二府は金沙江に近く、京銅に運輸を行うところは新辟の苗疆であるため、運輸業者は行こうとしな
い。南寧などで販売された二百四十余万斤の川塩を昭、東二郡に行銷させ、南寧などでは滇塩を販売させる。」⁽⁸⁶⁾

と命じた。これから見ると、雲南省は馬帮で京銅の運輸を行い、復路では川塩を運輸したが、経由した地方は改土帰流

したばかりでまだ不安定な地域なので、運輸の効果は上がらなかった。その打開策として、川塩の販売範囲を少し縮小し、塩を昭通・東川に集中させた。

第二節 塩不足問題解決後の雲南の運銷制度

乾隆十九年、雲南巡撫愛必達は「鎮雄における官運を停止し、商人による販売を許す」ことを上奏し、許可された。

これで雲南省内の官運は停止され、完全な商運が再興された。そして貴州と同じく税関を設置し、商人に課税することになった。⁽⁸⁹⁾ 愛必達が提示した理由は以下のようである。前述の通り貴州省は私塩を容認するので、長期間にわたって貴州から輸入されていた私塩は雲南の官塩の販売に打撃を与えた。一方、四川珙県から雲南鎮雄を經由し貴州畢節まで運銷する商人がいるので、商人に対して貴州との交通を禁じると、貴州畢節が塩不足の危機に陥ることになる。官運を全部停止し、貴州と同じく税関を設置すれば、官運の財政支出を免除でき、更に財政収入を得ることができるとするのである。

乾隆十九年に川塩の販売範囲と販売数量を調整した後は、雲南東北部の食塩需給はもう乾隆初頭のように緊迫した状態

ではなかった。雲南省は食塩の供給を確保することより、逆に財政収入を重視し始めた。運輸コストをかけて私塩と市場で競争をするより、貴州と同じく、運輸コスト無しで税金収入を得ることが官僚にとっては便利であったからだと考えられる。

雲南省における川塩の運銷制度の変革を振り返れば、需給関係が制度変革の鍵となっていたと考えられる。行政区の変化によつて本来四川省の一部であった雲南東北部は滇塩の販売区になったが、人口増加とともに川塩販売区に戻った、また食塩不足のため、雲南官僚は運銷を一手に引き受けることを希望した。それは四川官僚の奏銷には不便なので、四川官僚に拒否されたが、雲南官僚は本省範囲内の官運を実現し、その後また官運以外の商運も加え、販売数量も増加させた。乾隆十六年までの雲南官僚は食塩需要を満足させる為、積極的な行動を見せ、食塩需要を満足させた上で、官運を廃止し、乾隆二年に一度廃止された塩税の徴収を復活させた。これから見ると、官僚たちは財政収入の増加を最優先にしていたが、一方で社会の需要を完全に無視することはできなかった。

四川省側は自身の奏銷利益を保つ為、雲南側の自ら運銷を引き受けたいという希望を拒否した。富商の東川までの直運

を中止した理由も、効率が低く奏銷に不利だからである。このような利己的塩政は販売地の省にとっては極めて不利であった。四川と雲南の官僚の争論は食塩需要を満足させるとともに終息したが、四川省のやり方は貴州銷岸と本省の塩政制度にも影響を与え、新たな問題と制度変革を生み出すこととなった。

第四章 川塩の貴州辺引「積欠」問題の原因と解決

第一節 專商專岸制度・官僚の考成と辺引「積欠」問題

乾隆初頭、食塩供給不足の問題は貴州でも浮上した。乾隆十一年、朝廷は次のように命じている。

「従来、黔省は川塩の供給に頼っており、塩価を下げるためには引目を増やすべきだ。増加するのは永寧、合江を經由して黔省へ運輸する富榮新井の水引・陸引八十三道であるが、それ以外にまた黔省へ運輸できる新井の塩があった場合は、その黔引を適切に増やし、需要を満足

させるべきである。⁽⁹¹⁾

これから見ると、塩の供給量を大幅に増加させ、塩の価格を抑える目的が明らかである。塩価が朝廷に注目されたきっかけは四川省官僚が様々な名目で正式な塩課・塩税以外の「羨余」⁽⁹²⁾という附加税を徴収しすぎたため塩価が高騰し、その価格を下げるために、乾隆六年、陝西道監察御史が羨余を削減すべきと要求したことである。⁽⁹³⁾

羨余削減の要求に対し、四川巡撫碩色は塩価を上げた原因は運輸コストの高さだと主張し、反対する。⁽⁹⁴⁾この後、羨余が廃止されることは無く、道光三十年、ついに四川総督徐沢醇は塩政の羨余を官僚の考成の項目に加えた。⁽⁹⁵⁾

一方、貴州総督張広泗も、貴州省が入境してきた塩に税金を課し、塩価を上昇させたことについて弁解した。張広泗は塩価上昇の理由を人口増加による供給不足とする。⁽⁹⁶⁾課税については、「沿途の塩税は錢糧に関わるので、削減しかねます。」⁽⁹⁷⁾とあるように、大切な財政収入なので、削減に難色を示している。

結果、四川も貴州も、官僚たちは財政収入を削減せず、朝廷は川塩の供給の塩引額を大幅に増加させることを決めた。⁽⁹⁸⁾この時期の四川総督開泰は四川各塩場の塩課と塩商につい

て、「引目は逐年増加していくが……従来からの竈戸による塩の配給と商人による塩の販売には問題は起きない」と評価した。

これから見ると、全体の生産量が需要に及ばなかった為、川黔官僚が高額の税金を課したり、供給を増加させたりしても、塩が売れなくなることはない。

しかし、これらの政策では貴州の塩不足は解決していなかった。乾隆三十三年、貴州石阡府は人口増加の為、特に「流寓」という移民の増加の為、塩の供給を増加させるよう要求した。その要求は次の点を強調する。

「定例の通り、引を塩と一緒に到着させ、該当地の衙門で審査を受けさせ、截角させるようお願い申しあげます。」

即ち正規の引法のように商人の塩引と塩とを一緒に石阡府まで運輸し、販売地の石阡府の衙門により塩引を審査し、截角をした後、商人に販売させる方式を要求した。これは、雍正年間正式に成立した塩埠制度を廃止し、本来の引法に回帰させる運銷方法である。貴州省内の運銷は小売なので、石阡のような四川辺境との距離のかなり遠い地域まで運輸しようとする貴州商人は少なく、貴州省は本来の引法で商人に石阡

までの運銷を強制しようと考えた。

これに対し、四川総督阿爾泰は次のように反論する。

〔潼川府〕三臺、射洪、蓬溪、中江四県の報告によると、……黔辺に行く定額の水引は……従来涪・彭口岸まで運輸され、そこで審査を受けて、截角され、塩引を回収されるが、代わりに引紙を与えられて、黔商に転売させ、引き続き運銷を行わせていた。……どの県商人がこの府まで運銷させるかについて認定されていない。結果、黔商屈伸は増加の黔引三百六十張を要請し、乗り越えて涪・彭で運銷を行うようになったため、四県の商人はかなり苦しむこととなった。さらに健商王洪業等は蓬、射における健塩を借配し、増加の引で涪・彭の岸を奪って独占しようとしたが、報告後に中止された。今は貴州側では石阡府に属する龍泉県における塩の需要が四十三万余斤ある。どれほど水・陸引を増加させても、従来の黔引の運銷を行っている四県の商人によって引は増加され、運銷は行われるはずであるが、現在の四県の塩引はすべて健為、富順の塩に改配しているから、本廠はどのようなようにして更なる引の増加を達成できるだろうか。……原案を参照し、彭・射等の辺商に照票を増加さ

せて、健廠の塩を借配させ、涪・彭經由で黔省の龍泉まで運輸させ、そこで審査を行い、販売させるべきである。これで……口岸の乗り越えの弊も無くなる。黔省の意見では、定例に従って商人の塩引と塩とを一緒に販売地まで運輸し、販売地の衙門による塩引を審査し、截角した後、また商人に販売させる方式については、調べたところ、涪・彭で分かれて行くことができる支流がなく、従来、灘が険しく道も遠く、運輸に時間を費やしてしまつて奏銷に遅れるので、涪・彭で引を截角し、回収していた。従つて、截角の後にはその代わりに引紙を与えるという例があつた。引紙は引張と同じであるため、引き続き旧例のように運銷させて欲しい。」⁽⁶⁾

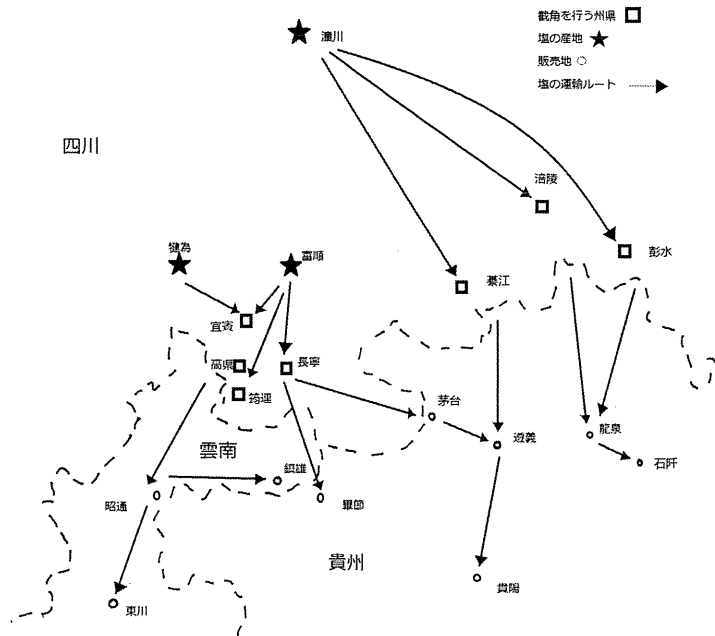
この記載によれば四川総督は、貴州省内での運輸困難が原因となつて塩引の回収が遅れる恐れがあり、四川省官僚の奏銷に不便であるので、必ず辺境で截角をすると再び強調した。四川総督は既に仮塩引の引紙があるので、貴州官僚は引紙を審査すればよいと主張する。しかし、前述の通り、貴州省内における引紙は実際には商人に使用されなかつたため、四川総督は雍正年間から正式に成立した運銷制度を完全に守り、貴州省に一步も譲らなかつた。一部の川商（健商）は、

四川省塩政の「専商専岸」制度、即ち特定の地域の商人が専用の固定の運銷ルート・港を利用する制度を破り、健商が潼川府四県の塩商（潼商）の販売ルートを自分に使用させる要求を提出した。

清代の専商専岸について、所謂「行塩には各自の固定の岸があり、配塩には固定の塩廠があり、その法は極めて厳格なのである」というように、制限は厳しかった。従つて健商の専岸変更の要求は四川総督に拒否された。上述の史料によれば潼川府四県の本廠の塩産量は増加出来ず、潼商は別の地域（健為、富順）の塩を使い、潼川塩引で運銷を行つていた。これは「改配」と呼ばれた。「潼商」は四川省潼川府の商人である。潼川府は四川食塩生産区の一つであり、清初期の産量が多かつた為、配られた塩引の定額も多かつたが、その塩井が次第に枯れて、産量も減少し産量が次第に増加してきた健為・富順・榮県などの産量に及ばなかつた。⁽⁶⁾

四川総督に一旦拒否された健商は諦めず、塩不足の問題に悩んでいた貴州省官僚にも協力を求めた。健商康龍揚は黔商張充元と協調し、貴州順撫良卿を通じて、四川総督に対して自分の塩引定額の増加と、健商康龍揚が四川辺境まで運輸し、黔商張充元により引き続き貴州思南府まで販売させると

専商専岸制度の運銷ルートのモデル図…



申請した。これに対し、四川総督阿爾泰は断固反対した。⁽¹⁰⁾ 阿爾泰が専商専岸に拘る理由は

「彭水口岸は潼属各県廠の塩の認定した公用口岸であり、もし健廠の安い塩を同じ口岸で運銷させると、潼属の課税は必ず上納出来なくなり、商人と竈戸ともに困ってしまふ。」⁽¹¹⁾

ということである。即ち健商康龍揚が申請する運輸ルートは潼商の固有ルートであり、健為塩は潼川塩より安く、専商専岸制度を破れば低価の健為塩を売る健商が必ず潼商の商売を奪うこととなり、その結果、潼川塩の塩課徴収目標は達成できなくなり、従って、官僚の考成もパス出来なくなるのである。

阿爾泰は貴州思南府の塩不足に対して、潼商の塩引を増加するか、或いは他の塩産地の塩課定額以上の余った塩を借り、潼商の塩引で運銷をする（所謂「借配」）か、を提案した。⁽¹²⁾ 前述の通り、潼川府塩井は次第に枯れ、産量が減少していた為、潼商塩引の増加は不可能であり、可能なのは他の塩産地の塩課定額を超えた余りの塩を潼商の塩引で運銷することのみであった。これにより潼商の運銷量を増やすことができ、官僚の奏銷にかかわる専商専岸制度も維持できることに

なる。

第二節 辺引「積欠」問題の解決と専商専岸制度の解体

乾隆三十年の頃の阿爾泰の上奏文に

「健為、富順二県では近年は塩井が盛んでいる。竈戸に額引以外の余りの塩をすべて冊に登録し、官僚に報告するよう命じた。その後、塩道は印票を發行し、代銷をさせる。これで毎年徴収できる銀は計万両となるから、全て（塩）道庫に運び、賞金支給の備蓄とする。」¹⁰⁾

とある。健為塩は低価なだけではなく、産量も多く、塩課定額を超え、余りの塩がある。従つて、三十三年の阿爾泰の提案ではまず高価な潼川塩の販売を優先し、潼川塩課を完成させた後、自身の奏銷の問題を無くした上で、もし潼川府の産量が不足であれば、本来健商が販売する余りの健為塩を潼商に貸し、潼川塩課を完成させようとしたことが分かる。阿爾泰は貴州の塩不足の問題と健商の利益を後まわしにした。

阿爾泰の提案に対し、貴州巡撫は

「貴州では商人は境で塩を受け取ることしか知らず、潼塩が来たら潼塩を受け取り、健塩が来たら健塩を受け取

り、そしてそれを引き続き運輸し、民衆の需要と価格の抑制について満足させるだけである。」¹¹⁾

として、貴州の塩不足問題の解決を最優先すべきとし、四川の頑固な運銷制度を批判した。貴州巡撫はこれまでの四川省の専商専岸について、

「潼属の専岸には健商李世興が乾隆二十一年に涪・彭での運黔健水引三百余張の増加を要請した時に、なぜその中に既に康龍揚の名前があつたのか。もし乗り越えを許さなかつたのであれば、なぜ水票一百七十余張を増加させ続けたまま、今に至るまで既に十数年も経ってしまったのか。……その原因は四川省の塩の調達では余りの分を使つて不足の分を補わせ、融通をきかせる前例があつたからである。……では四川の例に沿つて、本商の名下で引目を増加させ、貴州まで運輸させ、そして貴州の商人に各地まで引き続き運銷させるほうが良いではないか……これは新商を設立するということではない。三十三年をはじめに、潼川にせよ、健為にせよ、速やかにそこに運輸し、民の需要に満たすよう要請する。」¹²⁾

と述べ、その問題点を指摘していた。即ち、実は乾隆二十一年の頃、四川省の潼商専岸の中に健商李世興と康龍揚

は既に存在し、増加した健塩の塩引を利用し、潼商専岸における運銷をした。これにより四川省は長い間の専商専岸制度を自ら変革をした前例があり、本商（専商）の名目の下で専商以外の康龍揚氏のような商人に健塩を利用し、潼商専岸に運銷させたことが分かった。

これに対し、四川総督は次のように説明する。

「潼属の専岸には健引があるが、それは当時の貴州の民が食するための塩が不足していたためで、原廠の引も増加させられず、報告に間に合っていないが、遂に健引の増加を許可したのである。……額商は口岸を健塩に乗り越えられ、自らの引が販売できなくなつたことから告訴を繰り返した。その後、照票を設け、潼属各県に使用せしめ、貴州への運銷を続行させ、額商に健票を代銷させる提案が許可されて以降、告訴がようやく止まつた」と説明した。

これから見ると、四川省は確かに健商の健為塩引を増加させて、潼商の固有の運銷ルートを利用させたことがある。四川省官僚の政策の矛盾はこれで明らかとなる。貴州省塩不足、健為塩の産量を増加させているので、健商の塩引を増加させ、財政収入を増加させることができるが、健為塩を貴州

に販売させれば、潼商の固有運銷ルートと重複するため、潼商の商売を奪つてしまい、潼川塩引の販売定額も奏銷も完成できなくなる。結果、「未及檄議」、即ち中央政府に報告することなく、四川省は潼商に健為塩の票塩（正式な塩引以外の余りの塩）で運銷させた。と同時に健商の潼商専岸への更に進出することを一旦阻止した。健商の余りの塩の販売利益は犠牲にされた。

潼商は健為塩と健為塩の票を利用して商売を続行することができたが、潼川塩の積欠塩引はどう運銷するのか。阿爾泰は潼川府に属する射洪県・蓬溪県の積欠塩引はまた存在し、この問題はまだ未解決であると述べた。産量が増加していく健為塩が潼商の固有運銷ルートに進出する傾向は益々強くなり、専商専岸制度が揺らぎ始めた。

乾隆四十二年、朝廷は「健商に増加の水引三百六十張を与え、潼岸を使用して貴州へ運銷させる。」と許可した。

およそ十年前に四川官僚がどうか潼岸への進出を阻止しようと考えたが、これから阻止の政策を止めた。その理由は潼川の塩井が次第に枯れ、産量も次第に減少するので、貴州への輸出货量も徐々に減少する以外にない。貴州市場需要に依り、これまで「未及檄議」であつた健商の潼岸進出は正式に

許可された。

乾隆四十八年、潼商塩引積欠問題の解決策として、十二年を期限として積欠塩引及びその付加税「羨余」を健商に与えて潼商の代わりに運銷・納税を行わせた。これで積欠塩引を販売して積欠の税金を補った後、また潼商専岸を潼商に返すこととした。⁽¹⁸⁾この提案は朝廷に許可され、期限満了後、「効果著しい（著有成效）」と評価され、四川省は更に十二年の実行延長を申請した。⁽¹⁹⁾

嘉慶十二年、四川省は改めて潼岸を潼商に返還したが、たった一年間だけで潼商は巨大な塩課積欠を負った。⁽²⁰⁾潼商の要求で、四川省はまた積欠の潼引を健商に与え、潼商の代わりに積欠を補わせた。この後、健商が積欠の潼引の販売を続行した。道光年間にかけて四川総督余沢醇は、百年あまりの間に健為塩場の産量は充実し、滇黔辺岸においてよく売れ、従って、潼商の代わりに積欠を補う任務も容易に達成され、一方潼商も健為塩を借りよく売れていると述べている。⁽²¹⁾道光三十年、朝廷は潼商の専岸を正式に健商・富商に与えることを決めた。⁽²²⁾

この百年余りの間、滇黔辺岸における塩引の積欠問題発生の原因は、潼川府塩井の枯れによる産量減少にあって、塩が

売れなかったからではない。奏銷・考成などの圧力の下で、四川省官僚は潼川府塩の積引があることを朝廷に報告せず、出来るだけ潼商の専岸を維持し、潼商自身の力で積引を売らせた。しかし、健為塩の産量増加は官僚にとって財政収入増加のチャンスであり、外部では貴州省の催促もあり、四川官僚は健為塩の潼商専岸における運銷を容認し始めた。まずは健為塩引を持つ一部の健商の進出を許したが、それがやはり潼商の市場を奪い、潼川府塩の積引問題を深刻化させた為、また健商の進出を一旦止めて健為塩の引額を超えた塩を潼商に販売させたが、積引問題は解決しなかった。結果、積引を健商に与え、売り切った。これが百年以上続き、積引の販売は良好な効果を上げ、漸く専岸を完全に破り、各塩商の共同銷岸になった。これから見ると、乾隆年間以来の滇黔辺岸における積引は名目上の積引であり、健商が潼商の代わりに運銷をすることで、積引は実質的な健為塩引になり、専岸も実際に破れた。全体的に言うると、滇黔辺岸の運銷は良好であり、積引は百年以上にわたり存在していたが、ほとんどの時期には実際には機能していなかったと考えられる。

四川省は滇黔辺岸自身の積引を「代銷」で売っただけではなく、四川内地の積引の「代銷」を成功させた例がある。⁽²³⁾こ

れも滇黔辺岸における運銷状態の良さの証明だと考えられる。

咸豊四年と十年、貴州と雲南で相次いで反乱が勃発したため、川塩運銷のルートは遮断され、更に四川南部も戦乱に巻き込まれた。その為、犍為・富順・榮県の塩場は塩井を閉鎖し、生産業者も逃亡し、滇黔辺岸の塩引は湖広に転用された。^(四) 百数十年の間に順調に行つた滇黔辺岸の運銷は一旦廃止せざるを得なくなつた。四川総督丁宝楨が滇黔辺岸の復興に着手するのは光緒年間のことであつた。

結論

以上の論述を通じ、塩政についての奏銷・考成と税収は地方官僚にとって非常に重要な利益であり、この二つの利益に基づく塩政が運銷制度の変革に全てにおいて貫かれていたことが明らかになつた。

康熙年間、雲南省官僚は塩課の損失を補う為に貴州普安市場を滇塩販売区に編入した。高価な塩は貴州の市場供給に不利であるが、雲南省は塩課赤字を埋める義務の免除を滇塩の

貴州市場から撤退の条件として、販売区の再編案に抵抗し続け、免除されて初めて撤退に同意した。

奏銷の支障にならないよう、四川省官僚は貴州省内まで運輸する塩引については四川辺境において截角を行い、早めに回収した。雍正年間の官立塩埠の設立によって、この運銷方法が正式に確立された。その後、四川辺境での截角を廃止する雲貴両省の提案に対し、四川省側は断固として反対した。四川省官僚が専商専岸制度に拘つた理由も自身の奏銷の便利であつた。乾隆以降、四川省潼川府の塩井の産量が減少して、四川省は奏銷の利益を保つ為に、専商専岸制度を厳守し、高価な潼川塩を優先に販売させ、犍為塩商の潼岸への進出を阻止し、更に潼商に犍為塩を販売させた。潼川積引の運銷が不可能だつたため、四川省は政策を一変させ、犍為塩商に潼川積引で犍為塩を販売させ、潼川積引を事実的な犍引として、専商専岸制度を形骸化させた。

雲貴両省は入境する川塩に対し、奏銷の義務を課されず、本省の食塩供給の確保と課税しか求めなかつた。貴州省は本省の食塩供給を確保するため、普安地方を川塩販売区に編入する提案を支持した。そして、四川省の辺境で行われる截角を利用し、貴州に入境する川塩を小売で販売させ、四川省が

発行した引紙を無効化した。そして有効運銷証明のない塩に
対し、私塩・官塩を問わずに、課税した。その後、塩が不足
する中、貴州商による四川省に対する供給の催促は積極的
であったが、塩価を上げ、その結果塩の流通を阻害する原因と
なっていた課税を廃止しなかった。雲南省は雲南省内におけ
る官運、塩税廃止、販売区の調整などの一連の政策を実施し
ており、川塩供給の確保に貴州より積極的であったが、確保
できてからは、官運を止め、廃止した課税を復活させた。

これから見ると、運銷制度は地方官僚によってしばしば変
革されており、本来の引法とかなり乖離していたことが分か
る。各省の官僚たちは自らの利益のために争論を繰り返して、
運銷制度を改革し、改革によって生み出される利益を求め
た。従って、毎度の改革は各省の官僚の利益バランスを取っ
た制度を成立させた。

山本進氏が指摘した通り、清末貴州の反乱が終わり、運銷
を担当した大資本の商人たちは反乱の影響で資本を失った。
その為、四川と貴州両省の塩厘徴収と四川省官僚の陋規需索
などの沿路の徴収によって、大資本を持たない商人は高い運
輸コストを負担できず、利益を見込めなかった。⁽¹⁵⁾ 運輸する商
人が少ない滇黔辺岸の復興は困難となった。

丁宝楨の塩政再建の障害となった川貴両省の官僚による沿
路における陋規・厘金の需索は長い間存在した。無論、厘金
制度は太平天国の乱が勃発してから次第に成立したものであ
るが、それは滇黔辺岸における従来の税金・料金徴収の新た
な名目に過ぎないと考えられる。官運というのは四川省政府
が商人の代わりに運輸を行うこと、即ち政府自体が商人にな
ることであった。従って、従来の利益バランスが崩れ、沿路
の税金徴収は販売の邪魔になった。これから見ると、滇黔辺
岸の廃止の直接的な原因は反乱であるが、その再建を困難に
したのは咸豊以前の運銷制度であると考えられる。

戸部は国の財政のトップとして地方官僚の争論を停止させ
て各省の利益バランスを取る制度を確定したが、奏銷・考成
制度によって官僚の財政業績を審査し財政収入を確保するに
とどまり、地方官僚の具体的なやり取りに対し、実際に詳し
く把握することはなかった。収入目標を達成した官僚の具体
的なやり取り、特に運銷制度に違反する行動や中央に報告せ
ずに実行した改革などに対し、追究しないケースも多かつ
た。例えば、官立塩埠の設立以前も、四川官僚が滇黔辺岸の
積引を内地に転売していたことや塩引を辺境で回収したこ
と、貴州官僚が商人の販売証を審査していなかったこと、課

税の仕方も把握していなかったことなどは、このような戸部のあり方を証明するものだと考えられる。四川省の専商専岸制度が名目上存在することになった百年余り後に、戸部はようやく正式な制度変革を行い、戸部に報告せずに改革された様々な塩政方法に対し、官僚を処罰するのではなく、有効な方法だと証明されたものに対しては、財政収入を確保した上で承認し、それによってようやく正式な制度にしたことが分かる。

近代以降、総督・巡撫など地方長官の財政権限が強大化した。しかし、四川地方塩政から見ると、咸豊以前の時代では、「強い」中央集権の下で、地方長官の自主性も強かった。中央政府は塩政制度より収入の確保を重視し、奏銷・考成制度は厳しかったが、それよりも収入確保のための自主性を尊重していた。

清末の財政緊迫によって、軍費は地方総督・巡撫が自籌するようになった。そのため、岩井茂樹氏が述べている通り、従来の酌撥制度が崩壊し、毎年定額の京餉の上供を各省に割り当てる攤派制が登場することとなった。^⑫ 筆者はこの見方に賛同するが、確かに清末の攤派制と咸豊以前の酌撥・奏銷制との性格は異なり、中央政府の地方財政管理はかなり弱化した

たが、中央政府が地方官僚に定額の財政収入を要求していたことは従来通りであり、定額の財政収入の要求を満足させた以上、官僚のある程度の自主的な財政行動も存在していたと考えられる。この自主性は咸豊以前は奏銷制に制限されていたが、太平天国の乱をきっかけに大幅に拡大し、最終に民国時代の地方割拠に至った。

本論文で明らかにしたことは省政府の間に存在した塩政の利益をめぐる紛争の具体的過程であるが、一方で省以下の府・州・県・庁・土司領地などの地方における塩政についての事情は論述しなかった。山本進氏は四川の地方州・県の長官による自らの塩政の改革があったことを指摘している。^⑬ このような省より更に小さな行政区の塩政問題は四川省内だけではなく、滇黔辺岸にも存在したのである。これを今後の課題として引き続き研究し、滇黔辺岸における塩政の全体像を明らかにしていきたいと考える。

註

(一) 「辺岸」というのは辺境・辺鄙の販売地を指すが、「計岸」と対比しての表現である。「計岸」というのは「計口受塩」の販売地、即ち人口(丁数)に基づき、塩引額(販売定額)を丁に分担させ、分担の分の塩税を住民に課する地域である。無論、

「辺岸」はほとんど辺境・辺鄙の販売地であるが、貴陽府のよ
うな省の首府もまた「辺岸」である。『清塩法誌』巻
二百四十五

(2) 山本進「清代後期四川における塩政再建政策」(『名古屋大学
東洋史研究報告』二三号、一九九九年)

(3) 湖北省の西部の八つの県(宜昌府の鶴峰・長樂と施南府の恩
施・宣恩・咸豊・來鳳・利川・建始)を除き、湖北省大部分及
び湖南省は両淮塩の販売区であり、塩は沿海部から長江流域の
各水道を通じて運輸されていたが、一八五一年勃発の太平天国
の乱で、運輸ルートは反乱軍に遮断されたため、湖南・湖北省
は四川省から塩を輸入するようになった。これは「川塩濟楚」
と呼ばれる。太平天国の乱を平定した後、清朝は「川塩濟楚」
を廃止し、両淮塩の本来の販売区を復興した。出典『清塩法誌』
巻二百五十二

(4) 両淮塩というのは江蘇省沿海部で生産された海の塩である。
その販売範囲は江蘇・安徽・江西・湖南・湖北大部分・河南一
部を含んだ。清の最大の食塩販売区であった。

(5) 塩厘は厘金の一種である。厘金は太平天国時期に清の地方官
僚が軍費確保のために創造した通過税である。

(6) 岩井茂樹『中国近世財政史の研究』京都大学学術出版会、
二〇〇四年、一一九頁

(7) 冉光榮、張学君『明清四川井塩史稿』四川人民出版社、
一九八四年、一一六頁

(8) 冉光榮、張学君『明清四川井塩史稿』一一七頁

(9) 馬琦「清代貴州塩政述論」以川塩、淮塩、滇塩、粵塩貴州
市場争奪戦为中心『塩業史研究』二〇〇六年第一期

(10) 裴恒涛「川塩入黔與赤水河流域的社会互動」『四川理工學院
学報(社会科学版)』二〇一二年第3期

(11) 張洪林『清代四川塩法研究』中国政法大学出版社、二〇一二
年版一二八頁

(12) 『四川塩法誌』は光緒八年に四川総督丁宝楨が編纂した四川
省の塩法誌である。清代の光緒八年までの四川塩法についての
奏議を多数収録している。『四川塩法誌』は『統修四庫全書』
に収録されており、本稿では上海古籍出版社の『統修四庫全書』
の第八四二冊を用いる。注釈の頁数もこの版本の頁による。

(13) 『清塩法誌』は中華民国財政部塩務署が民国八年に編集した
清代中国塩法誌である。清代の各省塩法についての制度・奏議
を多数収録した。四川塩政についての記載は『四川塩法誌』か
ら引用した文献が多数を占めるが、『四川塩法誌』に記載され
ない背景や議論の結果、制度の効果などの記載もある。本稿で
は中国の国家図書館出版社が出版した『稀見明清經濟史料叢
刊・第二輯』に収録される『清塩法誌』の四川部分を引用し、
注釈の冊数も頁数もこの版本の頁である。

(14) 顧誠『南明史』光明日報出版社、二〇一二年8月版、六二七
頁一六三〇頁

(15) 『清塩法誌』巻二百四十五 第二冊一八〇頁

(16) 『清塩法誌』巻二百四十五 第二冊一八〇頁

(17) 佐伯富『中国塩政史の研究』法律文化社、一九八七年
五一四頁

(18) 『四川塩法誌』巻十六引票一「時以大乱初定、井場地少蜀民、
食仅給惟設小票受民交易」

(19) 『清塩法誌』巻二百四十六 第二冊一九五頁「康熙二十五
年覆准貴陽、平越、都勻、思南、石阡、大定、威寧等府州、安
順府屬盤江以下州縣衛所均食四川塩、普安等処仍食雲南塩。」

(20) 『清塩法誌』巻二百四十五 第二冊一七九頁

(21) 林振翰『塩政辞典』十四画 第九頁 中州古籍出版社一九八八

年版

(22) 『大清律例通考』 卷十三 「凡客商販売有引、官塩当照引發塩、不許塩与引相離、違者同私塩法。」

(23) 『大清律例通考』 卷十三 「凡将有引官塩、不於拘定該行塩地面発売、転於別境犯界貨買者、杖一百」

(24) 『四川塩法志』 卷十一 一八五頁

(25) 『四川塩法志』 卷十一 一八六頁 「滇省黑塩井、塩課重、在井塩鹵每斤已經辦納課銀一分六厘、加以煎熬駄運工本、脚費、前定每百斤壳価四兩六錢、委無浮冒、今天再減銀三錢、止定四兩三錢、以遵部駁。」

(26) 『四川塩法志』 卷十一 一八六頁

(27) 『四川塩法志』 卷十一 一八六頁 「查往例、普安等処原食川塩、其改行滇塩乃從滇商之請、雖然有便於滇課、然將來川課有亏、此盈彼絀仍無補于公家……莫若悉遵旧制仍食川塩。」

(28) 『清塩法志』 卷二百八十一 第一四冊 一五頁

(29) 『四川塩法志』 卷十一 一八六頁

(30) 『四川塩法志』 卷十一 一八六頁 「三年以來各執一詞、至今無着」

(31) 『四川塩法志』 卷十一 一八六頁

(32) 『四川塩法志』 卷十一 一八六、一八七頁 「貴州既以改食川塩為定論……請准照貴州之議、惟是滇省額徵課銀五千七百六十兩、稅銀二百二十五兩、經前任督臣范承勛提請減免。奉旨普安處作何行塩、四川、雲南、貴州會議、遂据雲南商人張貴等称……天下之稅莫重于此……即使壳銀四兩三錢、尚屬不敷、再加黔稅銀三錢更無從出滇。」

(33) 『清塩法志』 卷二百四十六 第一二冊 一九五頁 「康熙三十四年、覆准普安等処自食雲南塩、商民兩病、將普安等処改食四川塩。」

(34) 『清塩法志』 卷二百八十一 第一四冊 一七、一八頁

(35) 『大清會典則例』 卷十八 「專管塩課之官欠不及一分者、停其昇転、罰俸六月。欠一分者、罰俸一年。欠二分者、降職一級。欠三分者、降職二級。欠四分者、降職三級。欠五分者、降職四級。皆令戴罪督催。欠六分以上者皆革職。兼管塩務之知県、知州、知府、布政使、各道、欠不及一分者、停其昇転。欠一分以上者、降俸一級。欠二分三分者、降職一級。欠四分五分者、降職三級。欠六分七分者、降職四級。皆令戴罪督催。停其昇転。完日開復。欠八分以上者革職。」

(36) 『清高宗実録』 卷九百七十六 乾隆四十年二月 「選補河南陳州府知府劉標伊本系降調捐復之員。因詢以從前緣事案情。据奏在雲南順寧府任内。委查墮煎塩勦。詳報不實。而語涉含糊不肯明言。復令軍機大臣伝訊。始將囑令井員認賠薪本塩課。即捏報補煎足額等情說出。」

(37) 佐伯 富 「清代における奏銷制度」 『東洋史研究』 二二卷三

(38) 『四川塩法志』 卷十六 「非塩引不足以督考成」

(39) 『大清會典則例』 卷十八 「已完銷引、不行送部者、及題報塩引遲延者、或申報塩引前後矛盾者、將該管官罰俸一年。」

(40) 高其倬の奏摺 『康熙朝朱批奏摺彙編』、第八冊九〇九—九一〇頁 「雲南布政司地丁等項兌收平規三千餘兩、塩政雖系巡撫衙門專管、一年亦送奴才規札一萬三千兩、又秤頭銀四千兩、奴才查奴才衙門、現今一年自備私自賞給往藏官員兵丁、及一切捐幫軍需等項不下九千兩、奴才將塩規一項公儲備用、若有剩餘、奴才並布政司平規塩道秤頭之七千兩、懇乞聖恩、欲留為賞給標兵及贍養家口之用。」

(41) 秤頭というのは明清時代の財政取引における塩の重量を審査する際、官僚が徴収する手数料である。明代の使用例は『明文

海」卷四百四十四に「自正徳庚辰以前、未完折色多過蠲免、經收人役往往乘機侵騙莫可蹤跡、先生廉得其事、乃收各役間狀具悉、遂盡真於法、追還官銀一萬六千兩有奇、米五千六百余石、其余長多收秤頭銀至二千六百兩、悉為追奪。」とある。清代使用例は「世宗宪皇帝朱批諭旨」卷百二十五に「各地各井、一應收塩發塩脚費、店費、以及秤頭、塩工食費等件、徹底清楚亦仍可节省。」とある。

(42) 『清世宗實錄』卷之七十八 雍正七年二月己酉 「查川省塩課
[每年……提塘雜費只用四百兩、尚存一千六百兩系臣衙門陋規。]

(43) 祝日の礼金

(44) 李衛の奏摺（雍正朝漢文朱批奏摺彙編）、第一冊五三三頁
[原任（雲南）提臣張文煥、在任將及年半、得遇塩規約有三万
兩）、且取節礼必要双份。]

(45) 『清塩法志』卷二百四十五 第二冊一八一頁 「康熙四十九
年、題准增引八百。]

(46) 『清世宗實錄』卷之七十八 雍正七年二月己酉 「查川省塩課
考成、惟責之産塩州縣、其余併無巡查之責、且有僻遠地方、不
行官引、以致私販充塞、甚為塩政之弊。應將官引通行合省、約
計州縣戶口之多寡、均勻頒發、令其各自招商販運。倘有壅滯、
責成各州縣、定為考成。如此、則有司等自必加意查察、使私販
息而官引銷、弊端可以厘剔矣……着該督撫詳議、定為成例、使
川省塩、茶經理妥協。]

(47) 『四川塩法志』卷七一五〇頁 「僻遠地方不行官引之州縣……
應令該地方官通查戶口若干、核定應銷塩引若干即將引目交地方
官設法行銷。]

(48) 『四川塩法志』卷七一五〇頁 「地方官如何設法行銷、居民
如何納稅」

(49) 『四川塩法志』卷七一五二頁 「皆系沿辺州縣截角挂驗、聽

彼處商人販運、該地方截角州縣換給照票以為前途盤驗之据。」

(50) 『四川塩法志』卷七一五二頁

(51) 『四川塩法志』卷十一九〇頁

(52) 『四川塩法志』卷十一九〇頁 「從前行演黔引目恐官引帶往、
有碍奏銷。]

(53) 『清塩法志』卷二百四十五 第二冊一八三頁 「雍正」九
年有（四川）巡撫憲德奏定計口分引行塩、歲請增計水引一千零
十有九、沿辺州縣各土司及滇黔迎水引一百二十、增計陸引
二万七千三百六十三、沿辺州縣各土司及滇黔迎引
一千一百五十六。]

(54) 『清塩法志』卷二百四十五 第二冊二〇六頁

(55) 船によつて運輸される塩の塩引

(56) 『四川塩法志』卷十一八九頁 「行黔引目每屆奏銷多有壅滯、
兩年以來積滯水引一千余張、虽經提拔与川省州縣代銷、然川省
州縣既可代銷黔引、何難額外請增」

(57) 『四川塩法志』卷十一八九、一九〇頁 「量動公項、着委幹員
運至川黔接壤處設立塩埠……每埠設立專官、如商塩至埠、不時
曉諭令其公平交易、如官塩至埠、即按數取貯平価販發黔商、更
恐近隣私販偷入黔疆、一併責成該埠員不時稽查……按律究治」

(58) 『四川塩法志』卷十一九〇頁 「今行黔引目既已設埠、則所
往塩斤均屬官塩、應將引紙斥行革去、凡來川買塩之人、無論大
商小賈即肩挑背負、悉准運往。]

(59) 『四川塩法志』卷十一九〇頁 「引紙若不隨地盤驗及時稽查、
恐不無奸商夾帶當私。]

(60) 今の貴州赤水市元厚鎮

(61) 今の貴州習水県土城鎮

(62) 遵義府にある

(63) 遵義県にある

(64) 『四川塩法志』 卷十一九二頁 「向無商引銷售、均系黔地小民到彼零星接買、馬載人挑分途運售、自猯猴至省(貴陽)、計程一十八站、土城、青坑各上稅一次、由烏江渡、掛号給票、至省上稅給票發壳、隨時銷售……自綦江自省二十余站、麻柳灣、遵義府各上稅一次、由茶山渡掛号給票、至省上稅發壳。」

(65) 『四川塩法志』 卷十一九二頁

(66) 『四川塩法志』 卷十一九二頁 「引稅原系本商上納、所有官引自不便販給、致碍川省奏銷。」

(67) 『四川塩法志』 卷十一九二頁 「長商短販、既無買塩確數、縱有弊端(貴州省)亦無可稽查。」

(68) 『大清律例通考』 卷十三 「客商……中途增餉販壳、阻壞塩法者、買主、壳主各杖八十。」

(69) 『四川塩法志』 卷十一九三頁 「川塩有引、黔民赴買已為銷引、則所食非無引之塩。」

(70) 『清塩法志』 卷二百四十六 第二冊二二六頁 「黔省從無緝私之事」

(71) 『清高宗實録』 卷四十一 乾隆二年四月丁亥 「昭通、鎮雄一帶地方系食川塩、而鎮雄則例、開載稅塩、較永昌等处更重、必一併裁革。均忖如所請、從之。」

(72) 『四川塩法志』 卷十一九二頁

(73) 『四川塩法志』 卷十一九二頁

(74) 『清塩法志』 卷二百四十六 第二冊二〇六頁 「奏准貴州貴陽等府例食川塩、于川黔接壤處所、設立塩埠、招商行運。」

(75) 乾隆『貴州通志』 卷十四 課稅

(76) 『清塩法志』 卷二百四十六 第二冊二二〇頁 「奏准雲南東川府銅場方盛、宣威州改土歸流、以犍為、富順塩如昭通、鎮雄例、併附近之南寧、沾益州平彝縣改食川塩。」

(77) 乾隆『東川府誌』 卷十・賦稅・塩課によると、雍正四年に東

川は雲南に編入され、それと同時に雲南塩の販売区に編入された。

(78) 『清塩法志』 卷二百四十六 第二冊二二〇頁 「銅廠旺盛、廠民奏集、宣威改土設流、商賈漸通、民間食塩倍陸于前、以致滇塩不敷民食。」

(79) 『清塩法志』 卷二百四十六 第二冊二二〇頁

(80) 『清高宗實録』 卷一百四十一 乾隆六年四月癸亥 「前經購買粵塩、併運川省引塩、尚有缺乏。」

(81) 『清塩法志』 卷二百四十九 第二冊二九二頁 「若如滇省所議、委員接辦、其奏銷考核仍責之川省則呼忖不靈、倘婦諸滇省、則章程有紊、且現在犍商唯恐奪其世業為詞、將來必起爭端……誠屬難行。」

(82) 『四川塩法志』 卷九一七九頁

(83) 『四川塩法志』 卷九一八〇頁 「犍商既已全銷、直運之富商未免遲滯。」

(84) 『四川塩法志』 卷九一八〇頁

(85) 『清塩法志』 卷二百四十九 第二冊二九三頁 「議准滇省東川等處塩斤不敷民食、增撥犍引自廠順流運至宜賓、俾換截引紙、水小時督商運至塩井渡、若時屆大水仍聽由筠、高、長寧等原換截引紙運至川漢口岸、令滇省人民商販接運發壳。」

(86) 『清塩法志』 卷二百四十六 第二冊二二二頁 「覆准、昭通、東川二府逼近金沙江、開運京銅、系新辟苗疆、驮脚裹足不前、

應將南寧(今雲南曲靖)等處原食川塩二百四十余万斤留為昭、東二郡行銷、其南寧等處仍飭領銷滇塩。」

(87) 京銅とは、清朝が雲南で銅鉞を開採し、北京まで運輸する銅である。

(88) 『清塩法志』 卷二百四十九 第二冊三〇二頁 「奏准停止鎮雄官運、仍聽商販行銷。」

(89) 『四川塩法志』 卷九 一八二頁 「于鎮雄總匯扼要之処酌設稅口」

(90) 『四川塩法志』 卷九 一八一頁 「今既官為辦銷、若聽(貴州)威寧塩販經由過往、查察難周、必至販商充斥、官塩墮銷。……若概令禁阻、則威寧川販虽向由永寧、畢節一路運銷而自開羅星渡(今四川珙県上羅) 轉運、享便捷之利已久、一旦阻止令其繞道赴威又恐威寧民食額稅致多。」

(91) 『清塩法志』 卷二百四十九 第二二冊 二九四頁 「咨准黔省向頼川塩接濟、欲平塩價、應增引目、除富榮新井增水引陸引八十三道由永寧、合江運黔行銷外、如有新井塩斤可以撥運黔省行銷者、應酌加黔引、以資接濟。」

(92) 羨余という附加税は雍正帝の「耗羨帰公」の財政改革により確定した税金である。前述の通り、官僚が大量な規礼を受けた。こういう性格が曖昧な礼金は雍正帝によって改革され、財政制度に編入された。本来の規礼を設立した名目はほとんど税収の過程における税取額以外の消耗を補うことなので、附加税を耗羨とい、その一部を引き続き官僚に贈り、官僚の個人収入となり、養廉錢と呼ばれ、養廉錢を抜いた部分は政府備蓄の公務資金となり、羨余ということである。

(93) 『四川塩法志』 卷十一 九五頁 「官之罔利者多、商人因得以肆其侵削 至所以得肆其侵削者、則皆以羨余為名……羨余之項可否于塩價高昂之処酌量裁減。」

(94) 『四川塩法志』 卷十一 九六、一九七頁

(95) 『清塩法志』 卷二百六十六 第二三冊 四〇〇、四〇一頁

(96) 『四川塩法志』 卷十一 九五頁 「由生齒日繁、販運不敷。」

(97) 『四川塩法志』 卷十一 九六頁 「沿途塩稅事関錢粮又難以議減」

(98) 『清塩法志』 卷二百四十九 第二二冊 三〇三頁

(99) 『四川塩法志』 卷十二 二〇二頁 「逐年增加引目……歷來商、電配銷無誤」

(100) 『四川塩法志』 卷十二 三〇三頁

(101) 『清塩法志』 卷二百四十九 第一二冊 三〇四頁 「請照定例引隨塩到、赴該管衙門驗票截角。」

(102) 『清塩法志』 卷二百四十九 第二二冊 三〇五頁

(103) 『四川塩法志』 卷十二 三〇三頁 「据(潼川府) 三臺、射洪、蓬溪、中江四県詳稱……額行黔辺水引……向例据系運至涪、黔口岸驗截繳引、換給引紙、發給黔商轉運……未認定何県某商行銷何府、嗣因黔商屈得伸請增黔引三百六十張、亦于涪、彭、射、射、射等辺商認增照票、借配健廠塩斤由涪、彭運赴黔省龍泉驗亮、則……口岸亦無摻越之弊、至黔省咨令照定例、引隨塩行務運到地頭驗引銷售之処、查塩過涪、彭併無支河可以透漏、向來塩引俱由涪、彭繳銷、祇因滩險路遙、輾轉盤撥未能依限繳引、有誤奏銷、是以有截換引紙之例、引紙即与引張無異、應請仍照旧例。」

(104) 『清塩法志』 卷二百五十八 第一三冊 一三頁 「行塩各有定岸、配塩又有定廠、法至嚴也。」

(105) 『清塩法志』 卷二百四十四 第二二冊 一五五頁

(106) 『四川塩法志』 卷十二 三〇三、二〇四頁

(107) 『四川塩法志』 卷十二 〇四頁

(108) 『四川塩法志』 卷十二 〇四頁 「彭水口岸系潼属各県廠塩認定之公岸、若再以健廠賤塩同岸行銷、必致潼属課稅虚懸、商、電

併困。」

(109) 『四川塩法志』 卷十二〇四頁 「倘黔省思南府如果缺塩必欲增添引票、必請飭令潼屬原屬行黔塩額商于井竈繁多之渠酌加引張、或本廠缺塩、可就附近隣渠借配、或酌加水票仍由原地口岸行運庶口岸不致撻越。」

(110) 『清高宗実録』 卷七百二十七 乾隆三十年正月丙子 「健為富順二渠、近年塩井旺盛。令竈戶于額引外、將存剩倉塩尽數報官登冊、由塩道發給印票代銷、計每年可徵銀万兩。匯解(塩)道庫、貯充賞需。」

(111) 『四川塩法志』 卷十二〇四頁 「在黔商惟知在境接塩、潼塩至境則接運潼塩、健塩至境則接運健塩、抵期民食無誤、市價平減。」

(112) 『四川塩法志』 卷十二〇四頁 「潼屬專岸何以健商李世興于乾隆二十一年請增由涪・彰運黔健水引三百余張、即有康龍揚之名在內? 如果不准撻越、何以又統請水票一百七十余張歷經十有余年? ……是川省調劑塩務原有酌盈濟虛、通融辦理之前例: ……是以謹遵川例、于本商名下加增引目、聽其配運來黔、黔商接運轉發各郡併非: ……另立新商赴廠配塩。: ……請以三十三年為始或潼或健、飭令速配運黔以濟民食。」

(113) 『四川塩法志』 卷十二〇五頁 「潼屬專岸虽有健引、因當時黔省民食不敷、原廠又無引加增、未及檄議、以致逐請准增。: ……額商以健塩撻越口岸、引滯難銷為詞計控不休、復因奏准議、設照票案内令潼屬各渠行黔、額商代銷健票、以盈補絀控案始息。」

(114) 『清塩法誌』 に「雍、乾時、以富、健等場產塩素豊、配引而外尚有餘塩、照票行之、於此焉始、然照票僅支餘塩、正額仍須配引」とある。これで、票の使用は雍正年間塩産量が塩引定額を超える部分を販売する塩票である。これは引法を實行した

後、引法の定額外の補助販売方法であり、順治年間からずっと存在したものではないことが分かる。『清塩法誌』 卷二百五十三 第一二冊四八二頁

(115) 『四川塩法志』 卷十二〇五頁

(116) 『清塩法志』 卷二百四十九 第一二冊三〇八頁 「詳准健商認增水引三百六十張、借由潼岸運黔接濟。」

(117) 『清塩法志』 卷二百四十九 第一二冊三〇九頁 「潼廠塩斤枯涸。」

(118) 『清塩法志』 卷二百四十九 第一二冊三〇九頁 「詳准潼商積欠羨載、由健商代完、即將潼商名下改配、併增行健廠辺水引一千五百八十張、暫令健商代銷、以十二年為期、期滿仍歸還潼商承辦。」

(119) 『四川塩法志』 卷十二〇七頁 「呈請統合十二年」

(120) 『四川塩法志』 卷十二〇七頁 「甯經一載、遂欠銀二万余兩」

(121) 『四川塩法志』 卷十二〇七頁 「該商(潼商)改配健塩速今百又余載: ……現查健、富商廠産塩甚旺、辺岸暢行、其代銷潼引綽綽有余裕。」

(122) 『清塩法志』 卷二百四十九 第一二冊三一頁 「奏准以潼商額行黔辺水引二千五百二十二張、撥交健、富商商分銷。」

(123) 『四川塩法志』 卷十八引票三種引

(124) 『清塩法志』 卷二百四十九 第一二冊三二二頁

(125) 山本進「清代後期四川における塩政再建政策」九七頁

(126) 岩井茂樹「中国近世財政史の研究」京都大学学術出版会、二〇〇四年、一〇八頁

(127) 山本進「清代後期四川における塩政再建政策」九一―九四頁

(し) き 名古屋大学大学院文学研究科博士後期課程)